

第14回 学校給食改革本部会議 議事録

令和5年7月5日

議題1 PFI手法による給食センターの整備・運営の
基本的な考え方について

議題2 給食センターの建設予定地について

議題3 第2次相模原市立中学校完全給食実施方針について(報告)

議題1～3を資料に従い説明

(説明者：学校給食・規模適正化担当部長)

(1) 主な意見等

(市長)市のPFIガイドラインはいつ策定するのか。

(アセットマネジメント推進課長)年度内を予定している。8月には試行版を出す予定である。

(市長)(仮称)南部学校給食センター用地の旧東清掃事業所跡地において、埋蔵文化財が出土したとのことだが、早めに公表した方がよいのではないか。

(教育局長)本発掘調査の予算は、解体事業費と併せて9月補正予算案として提出したいと考えており、その前段で公表したいと考えている。

(市長)なるべく早めに公表した方がよい。令和8年の全員喫食の実現に影響はないのか。

(教育局長)現時点においては、影響はない見込みである。

(石井副市長)旧東清掃事業所解体の工期に影響がない見込みとあるが、その根拠は何か。

(学校給食課長)すでに試掘調査は終わっており、本発掘調査は3、4か月で終わる見込みであるため、影響はないとしている。ただし、貴重な文化財が出土した場合の影響は不明である。

(石井副市長)そうであれば、本発掘調査は年度内に完了するが、工期に影響があるかどうかは不明とするべきではないか。

(奈良副市長)解体工期については、3つの不安要素があると考えている。1つ目は埋蔵文化財の試掘調査は終わっているが本発掘調査で何が出てくるか不明であること、2つ目は土壌汚染の可能性があること、3つ目は図面上には載っていない構造物がある可能性があること、である。3つとも、その結果次第では工期が延びる可能性がある。

(石井副市長)資料として、はっきりと条件付きである旨を示すべきである。

(学校給食課長)修正する。

(市長)土壌汚染が確認された場合の影響はどの程度か。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長)状況によるが、南清掃工場のケースでは4か月程度遅れた事例がある。

(市長)(仮称)北部学校給食センター用地の県立相模原総合高校跡地は土壌汚染の可能性はないのか。

(学校給食課長)県に確認しており、調査を要するような薬品類の使用履歴はないとのことである。

(市長)(仮称)南部学校給食センターの多目的室について、150名を収容できる大きさであるが、この人数の根拠は何か。

(学校給食課長)市内中学校の1学年の平均生徒数に引率者を加えて150名を見込んだものである。

(市長)中学生が給食センターに赴いて学習することはこれまでも行ってきたのか。

(学校給食課長)今までは行っていない。中学生への食育については、学校給食あり方検討委員会の最終答申を踏まえ、全員喫食の環境を活用し、今後しっかりと取り組んでまいりたい。

(市長)小学校ではどのように食育を行っているのか。

(学校給食課長)小学校には基本的に栄養士等を配置し、食育に取り組んでいる。

(市長)多目的室は300㎡と広いが、部屋を分割して活用できるのか。

(学校給食課長)3分割程度を想定している。

(市長)多目的室については、求めるサービス水準に見合った活用を確実に行えるよう、しっかりと計画を立てた上で取り組んでいただきたい。

(学校給食課長)承知した。

(市長)(仮称)北部学校給食センター用地について、4.5haを全部取得とあるが、分割ではなく一括で取得するのか。

(財政局長)土地売買契約は一括とし、所有権の移転は2回に分けて行う方向で県と調整しているところである。

(石井副市長)取得価格について、県の提示額6.7億円を基本とするとなっているが、県とはまだ調整中であり、現時点では「踏まえ」や「念頭に」程度に留めるべきである。資料の記載についてよく財政局と調整をしていただきたい。

(学校給食課長)承知した。

(石井副市長)用地取得費の予算については、債務負担行為を設定するのか。

(学校給食課長) 12月補正予算で債務負担行為を設定する予定である。

(石井副市長) 用地取得に当たっては、予算案の内容や県との協議方法などについて、財政局とも調整しながら、しっかりと考えていただきたい。

(学校給食課長) 承知した。

(石井副市長) 要求水準書の記載内容について、今回の資料には給食に係る内容がない。給食の供給能力など給食センターとしての内容を記載するのが要求水準書なのではないか。

(学校給食課長) 今回は特記事項を提案させていただいたものである。ご指摘の給食センターとしての本来機能部分については、次回提案させていただく。

(教育長) 両センターの共通事項として、安全安心な給食提供等については示させていただいているところである。

(市長) (仮称) 北部学校給食センターの特色はあるのか。

(学校給食・規模適正化担当部長) 資料に示したように、周辺の優良な農地との連携等については検討を深めてまいりたいと考えている。

(市長) 廃止する津久井学校給食センターの受け皿という特徴はあるのではないか。

(教育局長) その分は食数設定の中で整理しているところであるが、津久井学校給食センターを廃止するときは、城山学校給食センターと分担することを想定している。

(奈良副市長) (仮称) 南部学校給食センターにのみ食育機能を付加しているが、同様の施設には同様の機能を付加した方がよいのではないか。用地取得のことも含め、早めに課題を整理していく必要がある。

(財政局長) 4.5haすべてを取得することの考え方については、総務局とも調整しているところだが、市としてしっかりと説明ができるよう検討し、少なくとも今月中に対応案を決めたいと考えている。取得後の活用方法については、市民との対話を経てしっかりと決めていきたい。

(総務局長) 用地取得のスケジュールで「土地活用計画の検討と地域との対話」を令和7～8年度として記載している部分については、検討が必要である。また、(仮称) 南部学校給食センターの多目的室の管理や使用料について、今後整理して提示していただきたい。

(教育長) それでは、いただいたご意見等を踏まえ、旧東清掃事業所解体工期の延伸リスクの明記など、資料の修正をさせていただく。また、要求水準書の内容については、各給食センターの特記事項のバランス等を検討の上、給食センターの本来機能と併せて、次回示させていただく。

(2) 結果

原案を一部修正し、承認。

ただし、議題 1 の P F I 手法による給食センターの整備・運営の基本的な考え方のうち、要求水準書の特記事項等については整理する。

以 上

第14回 学校給食改革本部会議

日 時：令和5年7月5日（水）
午後2時30分～3時30分
会 場：第1特別会議室

議題

- (1) PFI手法による給食センターの整備・運営の
基本的な考え方について
- (2) 給食センターの建設予定地について
- (3) 第2次相模原市立中学校完全給食実施方針について(報告)

【出席者名簿】

1 構成員

	役職	職名	氏名	出欠
1	本部長	市長	本村 賢太郎	出
2		教育長	渡邊 志寿代	出
3	副本部長	副市長	大川 亜沙奈	出
4			石井 賢之	出
5			奈良 浩之	出
6	本部員	市長公室長	片岡 聡一	出
7		総務局長	河崎 利之	出
8		財政局長	岩本 晃	出
9		危機管理局長（兼）危機管理監	鈴木 由美子	欠
10		環境経済局長	藤井 一洋	欠
11		緑区長	石原 朗	出
12		南区長	加藤 宏美	出
13		教育局長	高橋 良明	出
14		総合政策・少子化対策担当部長	高林 正樹	出
15		財政担当部長	秋山 亮	出
16	学校給食・規模適正化担当部長	有本 秀美	出	
17	学校教育部長	農上 勝也	出	

2 招致関係者

	職名	氏名	出欠
1	脱炭素社会・資源循環推進担当部長	佐々木 純司	出
2	中央区長	萱野 克彦	出

第14回学校給食改革本部会議

令和5年7月5日(水)

1 PFI手法による給食センターの整備・運営の基本的な考え方について

新たな給食センターの整備・運営について、PFI手法(BTO方式)での実施を前提

- ・ 民間活力を最大限に活用することにより、財政負担の軽減やサービスの向上を目指す
- ・ 特定財源の確保の観点や他市の先行事例を踏まえ、運営期間15年のBTO方式での実施



市PFIガイドラインの検討状況とも整合を図りつつ、手続等を実施

(全庁横断的な連携により、本市初のPFI事業を具体化)

事業単位の設定の考え方

新たなセンターを2か所整備し、総食数約17,000食を提供することで、中学校給食の全員喫食を実現

PFI事業の実施方針や要求水準書の作成に向けては、事業単位を定める必要

給食提供の安定性の向上

- ・ 10,000食を超える事例は、まだ少ない状況 / ・ 不測の事態に片方のセンターがバックアップ
- S P C 構成事業者等の参加機会の増加



給食提供の安定性の視点のみならず、地域経済の活性化なども視野に入れ、センターごとに事業者を選定

1 PFI手法による給食センターの整備・運営の基本的な考え方について

センターごとに、実施方針や要求水準書の検討を深度化

学校給食施設整備方針に基づき、「安全安心で温かい給食の提供」、「防災」、「環境配慮」、「食育の推進」、「他の給食施設の更新時などのバックアップ」という基本機能を踏まえつつ、センターの立地等を踏まえて、効果的・効率的に機能を分担

(仮称)北部 学校給食センター

(仮称)南部 学校給食センター

安全安心な給食提供、防災や環境配慮等については、いずれのセンターも共通

将来的な施設再編の一端を担う施設
市街化調整区域であり、民間自主事業は困難

地域から従前施設への意見や施設開放の要望有
準工業地域であり、幅広い民間自主事業が可能
食に関する文化的遺構が出土

給食調理・提供に特化した給食センター

- ・ニーズに応じて対象校以外への提供等も検討
- ・周辺の優良な農地との連携等の可能性も模索

学校給食における食育推進の拠点としての給食センター

- ・食育機能を集約（見学通路や多目的室など）
- ・民間による事業展開の可能性も模索

【要求水準書の特記事項（想定）】

防災機能（センターの本来機能を生かした炊出し等の実施）

環境配慮（脱炭素ロードマップによる市の率先行動の実現 / 事業系ごみの減量化・資源化の推進）

手作り調理（「手作り調理」を基本とする「さがみはら給食」を中学校センター給食においても実現）

2 給食センターの建設予定地について

【(仮称)南部学校給食センター】検討状況

新センターの位置付け

「食育推進」に資する施設

- ・ 学校給食施設整備方針
- ・ 第2次相模原市立中学校完全給食実施方針(案)

旧東清掃事業所 解体事業 【庁議〔決定会議にて承認〕】

埋蔵文化財の本発掘調査は、年度内に完了する見込み
解体工期の延伸リスクは、次のようなものがある

- ・ 埋蔵文化財が想定以上に発見された場合
- ・ 新たに土壌汚染が確認された場合
- ・ 図面で確認できない地中構造物が発見された場合

食育施設の配置・規模の基本的な考え方(案)

学校給食における食育の推進に資する拠点施設として、(仮称)南部学校給食センターのみに機能を付加

(付加する機能)

総合的な学習機能

(施設見学、体験学習や発表の共有等)

生徒と給食関係者との交流機能



地域交流機能

食育施設のサービス水準(案)【要求水準書(案)に特記事項として記載】

生徒等の施設見学への対応, 講話, 調理実習 等が可能

エントランス、受付等の必要な機能を設置

教室形式(スクール型)で最大150名の収容が可能な広さ(300㎡程度)

パーティションで分割できる構造

2階以上に設置する場合、EVを設置

給食調理の様子を見学できる通路等を設置

など

様々な機能を発現するため、「多目的室」として整備(要求水準書に記載)

地域との対話を重ねながら、運用制度について引き続き検討([目的外使用]を前提)

2 給食センターの建設予定地について

【(仮称)北部学校給食センター】検討状況

用地取得に関する基本的な考え方(案)

【取得目的】

中学校給食の全員喫食の早期実現に向けた(仮称)北部学校給食センター用地

- ・地権者である県との協議においては、全部取得が条件
- ・給食センター以外の部分については、長期的な視点で政策課題の解決に活用

【県との調整経過】

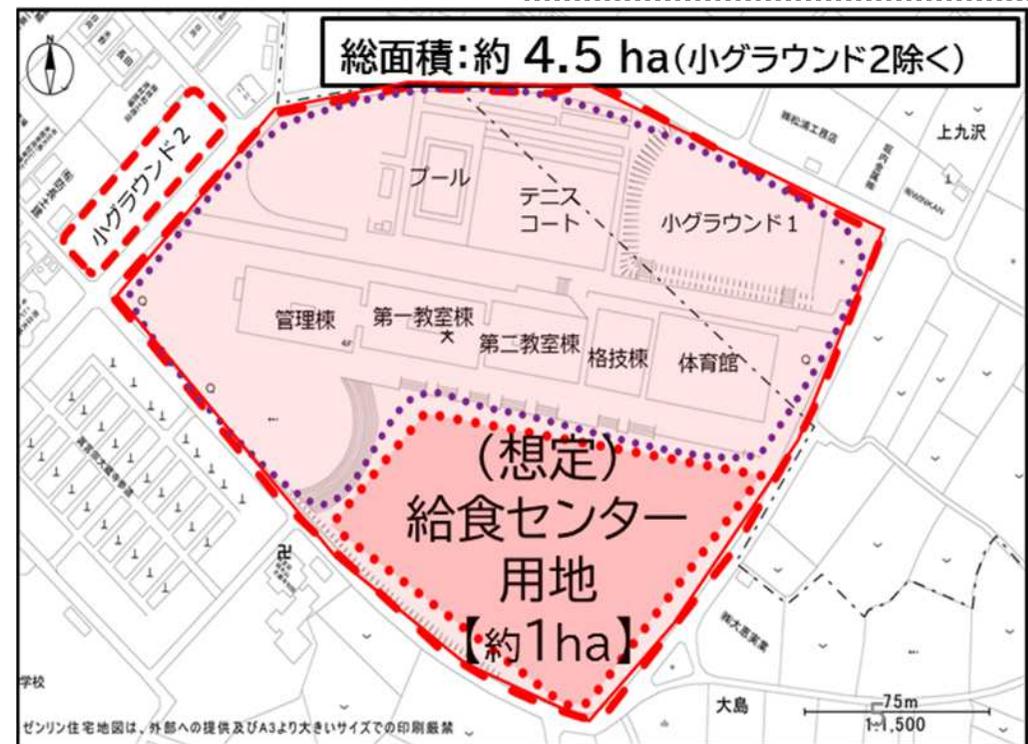
- 令和4年度(12月~)
- ・第1回~第4回
- 令和5年度
- ・4月 第5回
- ・5月 第6回、第7回
- ・6月 第8回、第9回

【範囲】

相模原総合高等学校跡地における
校舎等の存する一団の土地【約4.5ha】
小グラウンド2を除く

【取得価格等】

県の提示価格(約6.7億円)を踏まえ、
財政負担を極力抑制できるよう継続協議

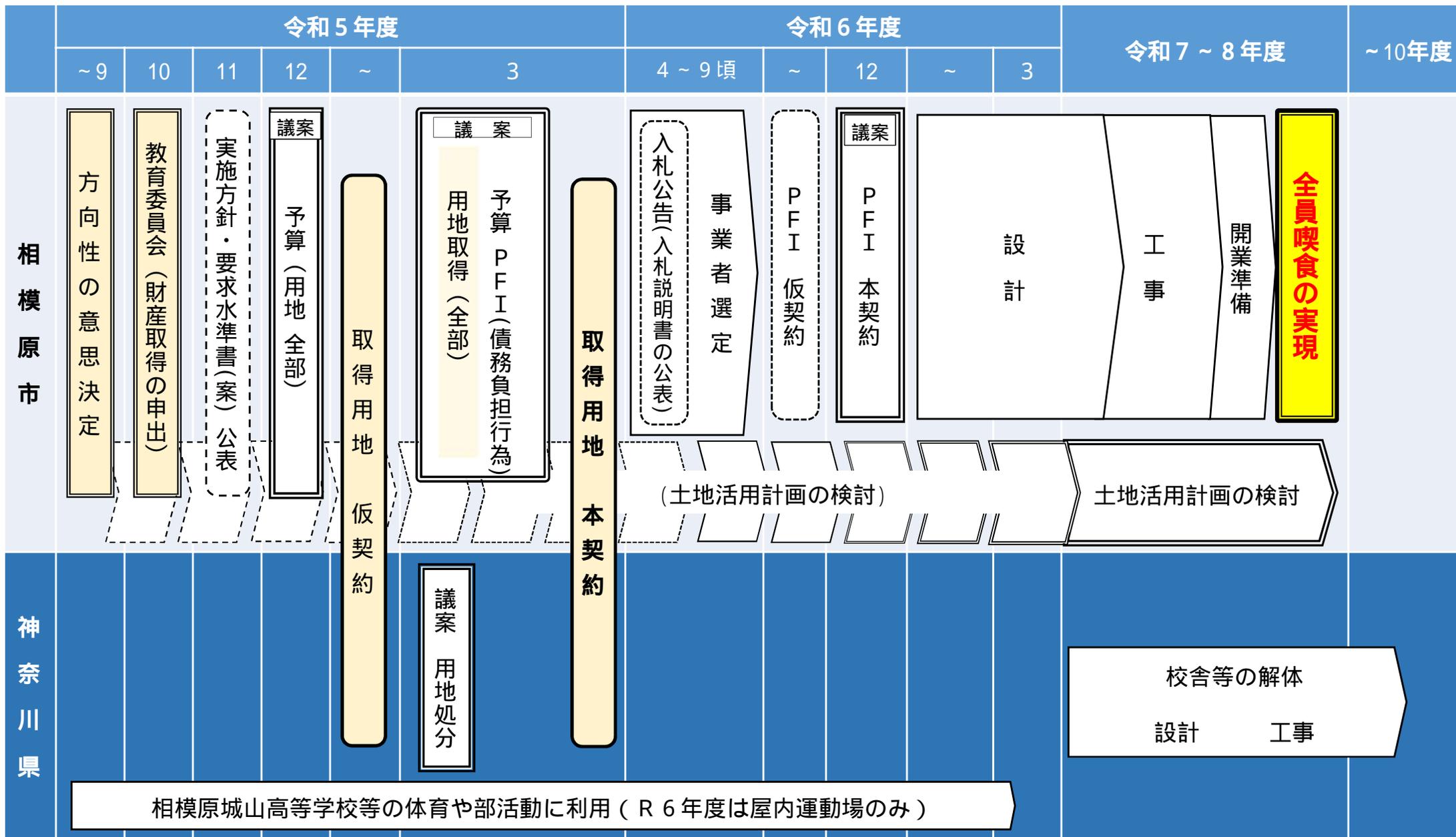


令和6年3月定例会議における土地処分(県)・取得(市)議案の提案に向け、調整中

予算については、12月補正見込み

2 給食センターの建設予定地について

(仮称)北部学校給食センター用地取得に向けての手续イメージ



本イメージを基本として、より効果的・効率的な進め方について引き続き検討し、県と協議

3 第2次 相模原市立中学校完全給食実施方針について(報告)

学校給食あり方検討委員会からの**最終答申**(7月10日)を**尊重し**、
『第2次 相模原市立中学校完全給食実施方針』を策定予定(7月中予定)

実施方針(案)の概要

給食改革の基本的方向

1. 早期実現及び持続可能な運営
2. 安全安心で温かい給食の提供
3. 全員喫食の環境を生かした食育の充実

給食運営の基本方針

1. 成長期の心身の健康の保持増進
2. 食に関する指導の強化充実
3. 食を楽しむ環境の整備



実施形態・実施方式

1. 給食提供の実施方式
センター方式を基本
2. 献立内容
主食・おかず・牛乳で構成する**完全給食**
3. 食材
原則として国産
旬の食材や地場産物等を積極的に使用
4. 調理・衛生管理
手作りを基本、高度な衛生管理を実施
5. 個別事情への対応
食物アレルギー除去食や医療的ケア児へ
ミキサー食等を提供

食育の推進に係る実施方針

1. 成長期の心身の健康の保持増進
望ましい栄養量・献立内容
個別事情への対応
2. 食に関する指導の強化充実
食品情報等の発信強化 / 各教科との連携強化
地場産物の活用と環境配慮食 など
3. 食を楽しむ環境の整備
多彩な献立の作成 / 喫食時間の確保 など
4. 体制整備、制度設計
栄養教諭等に関わる体制整備
教職員への環境整備